

■※1 社会福祉主事任用資格者等

区分	根拠	細目	備考	
1 社会福祉主事任用資格を有する者	社会福祉法第19条第1項	一	①学校教育法に基づく大学、②旧大学令に基づく大学、③旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する次の「社会福祉に関する科目」を3科目以上修めて卒業した者 ▼平成12年～現在までの卒業者(平成12年3月31日厚生省告示第153号) 社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論	▼昭和25年～昭和56年卒業者(昭和25年8月29日厚生省告示第226号)を参照 ▼昭和56年～平成11年卒業者(昭和56年3月2日厚生省告示第18号)を参照 ▼平成11年～平成12年卒業者(平成11年3月22日厚生省告示第52号)を参照 ※「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等については、「平成12年9月13日社援第2073号 厚生省社会・援護局長通知(一部改正:令和2年3月6日社援発0306第28号)」でその範囲等が定められている。
		二	都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者	社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院 社会福祉主事資格認定通信課程(1年)を修了した者 日本社会事業大学通信教育科(1年)を修了した者 指定養成機関を修了した者(22科目 1,500時間) 都道府県等講習会を修了した者(19科目 279時間)
		三	社会福祉士	
		四	厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者	
		五	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの	精神保健福祉士等 大学において「社会福祉に関する科目」を修めて大学院への入学を認められた者
2		相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの	介護職員初任者研修(旧訪問介護員2級)以上に相当する研修の修了者	
3		保育士	児童福祉法第18条の4	
4 児童指導員任用資格者	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条	一	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	「指定」は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。
		二	社会福祉士の資格を有する者	
		三	精神保健福祉士の資格を有する者	
		四	学校教育法の規定による大学(短期大学部を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。	
		五	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者	
		六	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。	
		七	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	
		八	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの	
		九	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの。	
		十	3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの。	
5		障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第17条第2項各号のいずれかに該当するもの		